

介護サービス事業特別会計〔保健福祉部 介護福祉課 所管〕

1. 概要

要支援認定を受けた方の予防給付に関する介護予防支援業務を地域包括支援センターで行っている。介護予防支援は、介護保険におけるサービス事業の位置づけとなるため、介護保険特別会計（保険事業）とは別会計となっている。

平成 28 年度に予防給付に関するケアプランを作成した人数は 250 人であり、サービス収入は、9,404 千円となった。

2. 歳入の状況

(単位：千円，%)

款	項	28 年度	構成比	27 年度	構成比	増減額	増減率
サービス収入	介護給付費収入	9,404	67.9	8,925	59.2	479	5.4
繰入金	他会計繰入金	3,744	27.0	4,735	31.4	△991	△20.9
繰越金	繰越金	705	5.1	1,423	9.4	△718	△50.5
歳入合計		13,853	100.0	15,083	100.0	△1,230	△8.2

3. 歳出の状況

(単位：千円，%)

款	項	28 年度	構成比	27 年度	構成比	増減額	増減率
総務費	総務管理費	6,140	48.2	7,635	53.1	△1,495	△19.6
サービス事業費	介護予防サービス費	5,904	46.3	5,320	37.0	584	11.0
諸支出金	繰出金	705	5.5	1,423	9.9	△718	△50.5
歳出合計		12,749	100.0	14,378	100.0	△1,629	△11.3

4. 収支の状況

(単位：円)

区 分	金 額
歳 入 総 額	13,853,112
歳 出 総 額	12,749,249
歳 入 歳 出 差 引 額	1,103,863
翌年度へ繰り越すべき財源	0
実 質 収 支 額	1,103,863

	平成28年度	平成27年度	差	主な名称
事業費	6,140	7,636	△ 1,496	
国庫支出金				
県支出金				
地方債				
その他	6,140	7,636	△ 1,496	居宅介護予防支援サービス費収入, 事務費繰入金
一般財源	0	0	0	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

要支援1又は要支援2と認定され、在宅ケアプランを必要とする高齢者に対するケアプランを作成し、生活機能の改善・利用者の望む生活を実現させる。

【今年度の取組】

介護支援専門員が要支援認定者へのアセスメントを行い、適切かつ必要な介護サービスの計画を作成した。地域包括支援センターにおいて介護支援専門員を任用し、状態改善の可能性が高い高齢者の生活機能維持向上に努めた。
伝送システムを利用して、国保連合会への介護給付費請求手続きを行った。

	平成28年度	平成27年度	差	主な名称
事業費	5,905	5,320	585	
国庫支出金				
県支出金				
地方債				
その他	5,904	5,320	584	居宅介護予防支援サービス費収入
一般財源	1	0	1	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

要支援1又は要支援2と認定され、在宅ケアプランを必要とする高齢者に対するケアプランを作成し、生活機能の改善・利用者の望む生活を実現させる。

【今年度の取組】

地域包括支援センターのケアマネジャーが退職したため、居宅介護支援事業所への委託件数が増加し、地域包括支援センターが居宅介護支援事業所のケアマネジャーを指導助言する件数が増えた。介護保険サービス以外のインフォーマルサービスや地域資源の活用を積極的にケアプランに導入し、利用者が地域で自立した日常生活が営むことができるよう支援を行った。

【成果の動向】

要支援認定者を支援してケアプラン作成をすることは、それぞれの状態に応じ自立に向けたサービスの提供につながる。また、介護保険給付以外のサービスに繋がるケースもあり、自立した事例も出てきている。

【今後の事業の方向性】

平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業(以後、総合事業という)が開始され、予防訪問介護または予防通所介護の利用者が市の事業に移行するため、国保連に請求していた介護予防支援サービス費が約3割減額になる見込みである。要支援認定者や事業対象者が総合事業の利用に繋がり、利用者が可能な限り地域で自立した日常生活が営むことができるよう、要介護・要支援状態になることを予防する。